多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱

制定令和4年4月1日付3産労農森第1384号令和5年4月6日付 産労農森第1537号

(通則)

第1 多摩産材利用啓発推進事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金交付規則の施行についての通達(昭和37年12月11日37財主調発第20号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2 この補助金は、多摩産材利用啓発推進事業実施要領(令和4年4月1日付3産労農森第1385号。以下「実施要領」という。)に基づき、多摩産材の利用や多摩産材を使用した家づくりを推進するイベントの開催等に係る経費を補助することにより、木材利用の推進及び健全な森林の維持を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象)

- 第3 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、実施要領第4に 基づき知事が計画を承認した事業とする。
- 2 この補助金は、前項の事業を行うために必要な経費(以下「補助対象経費」という。) であって、別表に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当に認めるものについて、予 算の範囲内において、交付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例 第54号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力 団等(条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者 をいう。)及びその法人その他団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しく は構成要員に暴力団等に該当する者があるものは、補助金の交付対象としない。

(補助対象経費等)

第4 補助金の額は、1団体あたり120万円を上限とし、補助対象経費の4分の3以内とする。また補助金の対象となる経費については別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申 請書(第1号様式)に必要な書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6 知事は、第5の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を

審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い申請者に通知する(第2号様式)。

2 知事は前項の通知に際して、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため、別記のとおり条件を付すものとする。

(申請の取下げ)

第7 第6により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又は付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から 起算して14日を経過した日までに申請を取り下げることができる。

(交付決定内容の変更)

- 第8 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
 - (1) 補助事業の内容において、事業実施主体を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分を、別表の経費区分欄に掲げる大項目相互間において30パーセント以上(30パーセントに相当する額が10万円以下であるときは10万円) 増減変更しようとするとき。
- 2 前項の申請に当たっては、知事は必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。
- 3 知事は第1項による変更承認申請を審査し、適当と認めたときは、変更承認通知書 (第4号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(事業の中止)

- 第9 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ事業中止承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 知事は前項の申請書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、 中止承認通知書(第5の2号)により補助事業者へ通知するものとする。

(事故報告等)

- 第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、必要に応じて補助事業者 にその処理について指示をする。

(遂行状況報告)

第11 補助事業者は、知事の要求があったときは、事業の遂行状況について、知事に 報告しなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

- 第12 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容、 又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に、これらに従って遂行すべきことを命ずる。
- 2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に補助事業の一時 停止を命ずることができる。

(実績報告)

第13 補助事業者は、事業が完了したとき又は中止の承認を受けたときは、速やかに 実績報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14 知事は、第13の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知(第7号様式)するものとする。

(補助金の請求)

第15 補助事業者は、第14の通知を受けたときは、知事に補助金交付請求書(第8 号様式)を提出するものとする。

(補助金の支払等)

- 第16 知事は第15に規定する補助金交付請求書が提出された後、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に、事業の円滑な遂行のため知事が特に必要であると認める経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合には、概算払請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定により補助金の概算払を受けたものは、第14の規定による補助金の 額の確定の通知を受領後、速やかに概算払精算書(第10号様式)を知事に提出し、 精算手続きをしなければならない。

(是正のための措置)

- 第17 知事は第14による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容 及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事 業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。
- 2 前項により、補助事業者が必要な措置をした場合には第14の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第18 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付 の決定の全部又は一部を取り消す。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。) が暴力団等に該当するに至ったとき。
- (4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の 交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第14の規定により交付すべき補助金の額の確定をした後においても適用する。

(補助金の返還)

- 第19 知事は、第18の規定による取消しをした場合には、補助事業者に通知すると 共に、補助事業の当該取消しにかかる部分に関してすでに補助金が交付されている ときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 2 第14の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を 超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

- 第20 補助事業者は、第19第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じその未納付額につき年10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- 3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第21 第20第1項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第22 第20第2項の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた 補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る 延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものと する。 (消費税額相当分の取扱い)

第23 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に 係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、第11号様式により 報告しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第24 補助金の返還を命ぜられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、知事は、その者に対して同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

- 第25 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、減価 償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める資産ご との耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(第1 2号様式)により知事の承認を受けなければならない。
- 2 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部または一部を都に納付させることができる。

(帳簿の整理、管理等)

- 第26 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業 完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的 に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(他の規定との関係)

第27 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が 別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月6日から施行する。

補 助 対 象 経 費 区 分				
大項目	小項目	備考		
人件費 ※ 1	① 技術者給	事業を実施する上で必要となる技術を有する者(主任技師、技師、撮影技師等)の労賃		
	② 賃金	賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含む		
	③ 謝金	会議等に出席する委員等の謝金		
事務費	④ 旅費	事業の指導監督に必要な経費		
	⑤ 需用費	消耗品費、燃料費、食料費(原則として会議等における 茶菓代に限る)、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料		
	⑥ 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任 保険料、自動車重量税及び自動車取得税		
	⑦ 委託料	資料作成、登記事務、測量等の委託料		
	⑧ 使用料及賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等 の借料及び損料		
	⑨ 備品購入費 ※2	事業の実施のために直接必要な備品購入費(机、椅子、 書庫等汎用性のあるものを除く)		
	⑩ 構築物設置費	工事費、工事雑費、実施設計費		

- ※1 補助事業者の構成員に係る人件費は補助対象外とする。
- ※2 備品購入費について、補助事業者が自社調達(補助事業者が木材関連業者等の組織 する団体である場合の、その構成員も含む)を行ったものは、その原価(調達品の製 造原価)を補助対象経費とする。

補助金の交付条件

- 1 補助事業者は、この要綱及びその他関係法令に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、当該事業を当年度内に完了するものとする。当年度内に当該事業が完了しない(支払が完了しない)場合は、補助金を交付しない。

また、交付決定前に事業着工したものについては、補助金を交付しない。

- 3 補助事業者は、当該事業により取得した製品等(以下「財産等」という。) については、 事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に 従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、財産等を別表の期間(以下「処分及び転用制限期間」という。)内において、知事の承認を受けないで転用し、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 5 補助事業者は、処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けないで処分又は転用(以下「処分等」という。)を行った場合は、当該財産等の取得又は設置(以下「取得等」という。) に要した補助金の相当額の全部又は一部を都に返還しなければならない。

また、処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けて当該財産等の処分等を行ったことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を都に納付させることがある。ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金の相当額の減免につき知事に協議することができるものとする。

6 補助事業者は、財産等が処分及び転用制限期間内に補助金の交付目的を達成することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産等の取得等に要した補助金の相当額の全部又は一部を都に納付しなければならない。

別表 (第25関係)

財産の種類	期間	補 助 金 返 還 の 範 囲
多摩産材利用啓発 推進事業により取 得された製品等	減価償却資産の耐用 年数表等に関する省 令(昭和40年大蔵 省令第15号)に定 める資産ごとの耐用 年数に基づく	1 補助金の全部 本事業により、製作・取得された製品等について、 その全部が処分若しくは転用され又は補助目的を 達成することが困難になったとき 2 補助金の一部 本事業により、製作・取得された製品等について、 その一部が処分若しくは転用され又は補助目的を 達成することが困難になったとき